

事務連絡
令和5年8月15日

部所局長 各位

市長

審議会等の委員の選任に関する指針について

市審議会等の各種委員の選任について、できる限り多くの市民に市政運営に参画を促し、次世代を担う人材の確保や施策・方針決定過程への女性の参画拡大するため、全庁的な指針を検討し、令和5年7月10日から18日まで、委員名簿の提出依頼と意向調査を実施しました。当該意向調査中、「一度にではなくても、世代交代は必要だと思いますか」については、提出のあったすべての部署が必要との回答がありました。また「女性委員を増やしたいですか」については、すでに半数以上を女性委員が占めている部署を除いて、報告のあったすべての部署で増やしたいとの回答がありました。

このようなことから、審議等の目的に照らして、審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう、この指針を策定する。

この指針は、審議会等の委員の選任にあたり、基本的な事項を示すものである。このことから、担当部署局においては、この指針を踏まえ、各審議会の状況を勘案し、市民等に就任を依頼すること。

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項及び第3項の規定による執行機関、執行機関の附属機関及びその合議体並びに会合（以下「審議会等」という。）の委員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この指針の対象とする審議会等は、次に掲げる機関及び会合とする。
(1) 地方自治法第138条の4第1項の規定により、その執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置くもの。

- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定により、市民、学識経験者等で構成され、本市の事務について審査、審議、調査等を行う機関で、市長その他の執行機関の附属機関として設置されたもの。
- (3) 行政運営上の参考に資するため、市長等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの。

(委員の選任)

第3条 審議会等の委員の選任に当たっては、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等当該審議等の目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材を選任すること。
- (2) 審議会等の委員への女性の登用については、「かすみがうら市男女共同参画計画」の定めるところによること。
- (3) 同一人を継続して委員に選任する場合は、特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き12年を超えない、又は引き続き選任3回までとすることが望ましい。ただし、充て職及び専門職は除く。
- (4) 特に必要がある場合を除き、75歳までの者を委員に選任することが望ましい。ただし、充て職及び専門職は除く。
- (5) 本市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと。
- (6) 市民から委員を選任する場合は、適正な委員を公正に選任するよう十分配慮すること。必要に応じて、公募なども検討すること。